

# 農政情報

- |      |                                                                                                   |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な記事 | 1. 地域計画の策定に向けた話し合い等進む<br>2. 来年4月から農地の権利設定方法かわります<br>3. 新たな食料・農業・農村基本計画へ議論<br>4. 担い手組織が県へ令和7年度施策要望 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 地域計画の策定に向けた各地区での話し合い等進む 令和6年度末に県内188地区での策定・公表へ

令和6年度末までの「地域計画」の策定に向けて、農業委員会で作成した目標地図の素案等をもとに、各地区で農業委員・農地利用最適化推進委員が出席して話し合いが進んでいる。県農政水産部農業経営課によると、令和6年8月末現在で策定予定の188地区のうち、地域での話し合いは6割強で実施、昨年度末の2割強から大きく進んだ。さらに目標地図案は4割近く、地域計画案も2割強で作成されている。

### 本県における地域計画の策定の進捗状況 [令和6年8月末現在]

| 取組項目           | 市町数 | 地区数 |
|----------------|-----|-----|
| 目標地図の素案の作成     | 15  | 177 |
| 地域の代表者等との協議    | 14  | 135 |
| 農業者を集めた話し合いの実施 | 13  | 118 |
| 目標地図（案）の作成     | 8   | 68  |
| 地域計画（案）の作成     | 4   | 44  |

（香川県農政水産部農業経営課調べ）

また、（一社）全国農業会議所が7月末時点で目標地図の素案等の状況について調査し、全農業委員会の約69%にあたる1,178農業委員会の7,071目標地図素案の内容によると、担い手への農地集積の状況は、集積率50%未満が63.7%、50%以上80%未満が23.3%、

80%以上が12.9%となっており、それぞれ現況より15.3%、21.6%、21.0%増加するものとなっている。農地集約化のために担い手で農地交換を予定している地図は5.5%あった。受け手未定の白地（今後検討等）が30%以上ある地図がほぼ4割となっている。

なお、全国段階での完成した目標地図の事例を次のとおり紹介する。

#### ■今後検討等の農地が多い目標地図の事例

- ・目標地図に位置づけた者は現況と10年後が同じだが、規模拡大に意欲的な地区内の担い手を備考欄に「拡大希望」と記載
- ・維持管理農地を位置づけるとともに農業者に限らず短時間の農作業ができる地域住民をリストアップし地域一体で農地を守る
- ・条件が悪いなどで受け手が決まらない農地は「今後検討等（白地）」として策定後に調整を進める方針でほとんどの農地を今後検討等として策定

#### ■ほぼ現状維持の目標地図の事例

果樹栽培が9割以上の集約化が困難地区では、現在営農している者が困難となった場合、①家族→②地区内の担い手→③地区外の担い手の順で農地を貸付検討することで農地の分散を防ぐ方針とし、現状維持の他、今後検討等、意向確認中を目標地図上に位置づけ

#### ■完成度の高い目標地図の事例

10経営体に地区内農地93%集積の現状から、基盤整備事業を実施し、1経営体（営農組合を設立）に地区内農地全てを集積・集約化

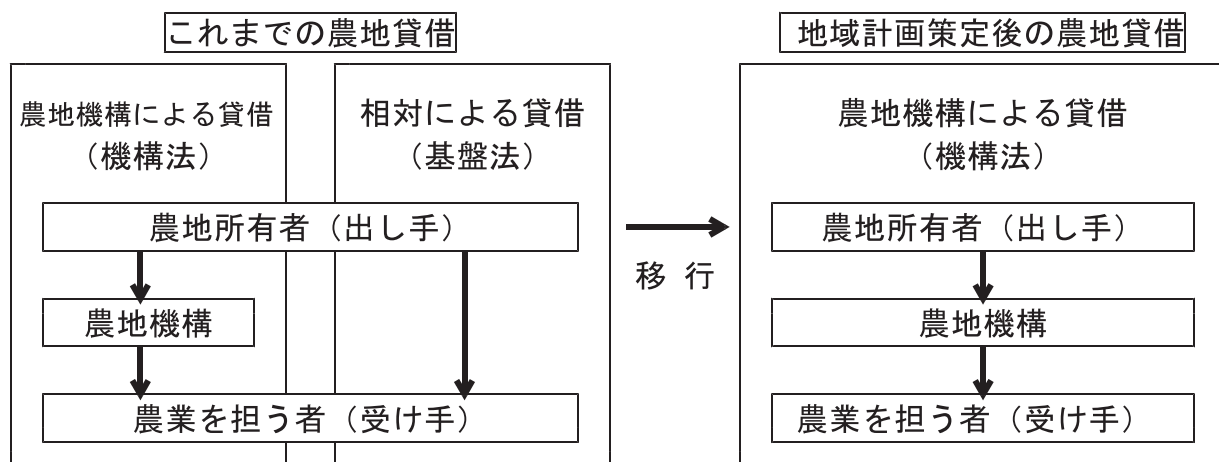
## 令和7年4月から農地の権利設定方法が変わります 地域計画策定後からは県農地機構を介した農地貸借へ

農業経営基盤強化促進法の改正に伴って、「利用権設定等促進事業（いわゆる相対での農地貸借）」が廃止されたことから、令和7年4月（地域計画策定後）からの農地の貸借は「農地中間管理事業（県農地機構を介した農地貸借）」になる。

9月18日には、（公財）県農地機構の主催で「地域計画策定後の農地貸借手続き市町等担

当者会」が開かれ、農地貸借手続きの流れや、農地貸借の受付・申請等に関する様式などが示され、質疑応答・意見交換が行われた。

利用権設定等促進事業からの移行に係る4月始期の満了通知は早い市町では既に始まっているほか、各市町毎に広報誌等を活用して周知される予定となっている。



- 利用権設定等促進事業の農地貸借については、地域計画に基づく県農地機構の貸借に移行
- 利用権設定等促進事業で行われていた貸借の更新を行う場合は、農地の受け手が「地域計画に掲載」されている場合は、引き続き同様に貸借を行うことが可能（掲載がない場合でも地域計画を変更すれば可）
- ※ 令和7年3月までは経過措置期間としてこれまでと同様、利用権設定等促進事業での貸借も可能
- ※ 既に利用権設定されている契約は、契約期間満了日まで有効
- ※ これまでどおり農地法第3条に基づく貸借の手続きは継続

### <<<<<<< 多様な農業人材経営計画認定制度の認定状況 >>>>>>>

県は、経営発展に意欲的な兼業農家や定年帰農者などを支援することを目的に、「地域計画」に農業を担う者として位置付けられた農業者が、創意工夫により経営発展を目指す経営計画を認定する『多様な農業人材経営計画認定制度』を今年度新たに創設し、第1回目が9月1日に13市町で46名認定された。その46名の平均年齢は59歳で7割が兼業となっている。県では、認定者の経営計画の達成に必要な機械・施設に対する支援や農業改良普及センターによる農業講座や営農相談などの支援を行っていくとしている。

現在、令和7年3月1日認定となる、今年度2回目の募集が行われており、期限は令和7年1月末となっている。

## 新たな食料・農業・農村基本計画の策定へ 食料・農業・農村政策審議会企画部会での議論進む

農林水産省では8月29日から、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けて、食料・農業・農村政策審議会の企画部会での検討を進めている。

10月2日には、「国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム」、10月16日には、「環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、農村の振興」、11月6日には、「我が国の食料供給（農地、人、技術）」について検討し、委員から様々な発言が出されている。

委員として出席している全国農業会議所の稲垣専務理事が発言した内容の一部は次のとおり。

- ・ 改正基本法において、食料安全保障について、国民一人一人が入手できる状態と打ち出したことは重要であり、食品アクセス関連予算について令和7年度予算概算要求額を15億円としていることは野心的と認識。

一方、フードバンクについて米国の仕組みと比較すると、日本は善意の寄附に委ねている事が多いのではないかと。米国では、税制、リスクに対する免責の法律、余剰農産物の買い上げ等の支援があり、我が国のフードバンクの在り方も検討の余地がある。寄附によって税制控除を受けられる仕組みを整えば、寄附金を基に余剰農産物の買い上げを行うことも可能なのではないかと。

- ・ 農村関係人口について、不在村地主も関係人口との思いがある。不在村地主に農地保全へ関心を持ってもらい、最終的にはUターンも視野に入れ、故郷に関係を持ってもらうことを真剣に考える時期を迎えている。基幹的農業従事者が激減すると言われているが、農地集積された担い手の子や親族が不適切な対応をした場

合、農地を担い手に集約するという目論見がムダになってしまうという認識。

富山県では、一昨年から農水省から出向している副知事の肝いりで、農地相続経営継承セミナーが3年間にわたって開催されている。そこでは、税理士、司法書士、不動産鑑定士等のプロフェッショナルが個別に相談に応じており、去年は約70人位の方が参加している。参加者の関心事項としては、農地の貸与及び売買よりも、金を払って農地を国に引き取ってもらう相続土地国庫帰属法など、処分の方法である。まずは、不在村地主に帰省時に農地を見てもらうことから始めて、段階的に共同作業や農作業に少ない頻度で体験してもらうなど、最終的にUターンを視野に入れた対応が必要。そのためには都道府県や市町村の働きかけが必要。ふるさと住民登録のようなことの制度化を検討してほしい。

- ・ 営農型太陽光発電施設について、適切な営農が確保される形で導入を推進することについては全く同感。私は営農型太陽光発電施設には良い営農型と悪い営農型の2つしかないと思っている。しかし、現場の農業委員会や市町村は、悪い営農型太陽光発電ばかり見ており、良い事例に対する知見が少ないのが実態。基本計画では、農業経営の展望にて、農業経営モデルが列挙されているが、営農型太陽光発電を組み込んだ農業経営モデルを示してはどうか。
- ・ 農道や水路の管理は共同活動に委ねているが、除雪が公共事業ならば、これらも市町村の公共事業的な側面があるので、そのような観点からのてこ入れ、財政の確保が必要。



## 農業委員会活動事例

## 小豆島町農業委員会における地域計画策定への協力

小豆島町農業委員会（秋長正幸会長、農業委員14名、農地利用最適化推進委員9名）は、町、小豆農業改良普及センター等関係機関と連携し、地域計画における地域での話し合いに出席するなど、策定へ協力している。



9月までに全9地区で話し合いを終えた。事務局担当者は「地域によって農地の利用状況や営農類型が異なる。町として重要な特産のオリーブの振興は、農業法人等による産地の維持・活性化を図っていきけるようにしていくほか、中山棚田協議会が主体となった保全活動や、集落営農法人による農地集積など様々な取り組みで農地を守っていくことが必要だと考えている」と話している。また、「観光産業との連携を進めていくべきなどといった前向きな意見も出された」とのことである。



秋長会長は、ほぼ全地区での話し合いに出席した。「10年後を描くのは難しいが、使える農地を農地として使っていく、次世代へつないでいくことが大事だ。そのためにも荒廃してしまう前に、農地中間管理機構を積極的に活用して担い手に結びつけることを日頃から意識して活動している」と話している。

秋長会長は、オリーブ生産・加工・販売する農業法人「㈱アグリオリーブ小豆島」を営んでおり、みどり認定を受けるなど環境負荷低減活動に積極的に取り組むとともに、オリーブで新規就農を目指す者を積極的に受け入れ・育成している。

農業委員会としても新規就農者の確保には力を入れており、秋長会長は「毎年1名程度、確保していければオリーブ振興にもつながる」としている。農業委員会として適宜、新規参入相談に対応しているほか、農地情報の紹介、就農後の経営が確立できるようフォローアップにも努めている。最近では、農地のあっせんで、地元の大学を卒業した女性や、福島県出身のパートナーと移住した外国人が就農しており、農業を担う者として目標地図にも位置づけていくことになっている。



なお、小豆島町では、平成23年度からは歴史あるオリーブ産地を守り育てることなどを目的に「小豆島オリーブトップワンプロジェクト」に取り組み、現在4期目。10年取り組んでの令和3年産の収穫量は開始年の約3倍となる422t（全国の9割近くを占めて第1位となる県全体での521.8tの約8割）になり、成果を上げている。同課担当者は「苗木助成、学校給食へのオリーブ提供、入学・結婚・移住等人生の節目のオリーブ苗木プレゼントなどで振興を図っている。また、オリーブ検定を実施しているのでぜひ挑戦してほしい」としている。

## 高松市農業委員会の農業委員等が草刈りで農地保全



混住化が進む高松市円座地区で、遊休農地の発生防止・解消をしようと、農業委員らが草刈機を導入しての受託作業に取り組んでいる。

同地区を担当する高松市農業委員会の橋本修 農地利用最適化推進委員が提案し、県が粗放的管理に係るモデル的な取り組みを支援

する「農地最適利用実現モデル事業」を活用して、草刈機と刈払機を「高松市地域農業再生協議会（円座地区水田部会（藤田邦夫部会長、農業委員）」で導入した。

今夏には、相続により管理に苦慮していた、背丈以上の雑草が繁茂していた農地15aを解消した。

橋本委員は「地域計画の作成に係る話し合いなども行っているが、高齢化が進み、使っている農機具が故障すればリタイアするという声をよく聞く。引き続き頑張ってもらおうよう声かけするとともに、農地を農地として次世代へ残していくために、なんとか遊休農地になってしまわないよう草刈りして保全管理に努めたい」と地域の農業・農村の継承への熱い思いを語っている。

なお、活用した同事業は令和5年度に2市町3地区で実施、今年度は4市町8地区で実施予定となっている。

## 女性委員の登用促進と農業者年金制度への理解促進を 「女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」開く



かがわ農業委員会女性の会（会長：田村照栄 東かがわ市農業委員会会長、会員数36名）は10月29日、高松市内のホテルで、「女性委

員の登用促進と農業者年金制度への理解促進を図る」ことを目的に、「女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」を開き、会員等約25名が出席した。

研修会では、女性の会の佃副会長から記念誌「10年のあゆみ」で活動経過を報告した後、全国農業会議所の植田事務局長から「女性委員の登用促進」について、（独法）農業者年金基金の本田専門役から「女性委員による加入推進の取り組み」について説明等を行い、質疑応答・意見交換した。

## 令和7年度県農業施策に関して要望 県農業経営者協議会とかがわ農業経営者組織ネットワークが合同で

県農業会議が事務局を担う2農業担い手組織、県農業経営者協議会（会長：六車孝雄）と、かがわ農業経営者組織ネットワーク（会長：松本稔）は9月9日、高松市内で「令和7年度県農業施策に関する要望」を実施した。当日は、県から桑原農政水産部長をはじめ関係次長・課長、経営者組織から会長、副会長が出席した。

この要望は、自らの組織活動や経営努力だけでは解決困難な課題を踏まえ、経営改善・発展のための提案を行い県農政に反映してもらおうと毎年行っているもので、会員の意見や要望を事前に収集し、各組織の役員会で最終決定した。両組織の要望項目は次のとおり。

### 香川県農業経営者協議会

1. 耕畜連携による資源循環型農業の推進
2. 飼料等生産資材価格高騰への支援の継続・拡充
  - (1) 飼料価格高騰対策の継続
  - (2) 農業機械等の導入・更新に対する支援措置の見直し・拡充
3. 畜産振興の県農政推進の位置づけの明確化
4. 畜産経営安定法に基づく鶏の経営安定対策の強化
5. 高病原性鳥インフルエンザ対策
6. ASF（アフリカ豚熱）の防疫措置の徹底
7. 米・麦における再生産可能な価格形成に向けた支援
8. 「さぬきの夢2023」の適切な栽培技術指導
9. スクミリングガイ及びカメムシ類への防除対策の明確化
10. 食料供給のための農地維持対策
11. 施設園芸の経営改善のためのデータ収集・提供の強化
12. 物流対策への取り組み強化



### かがわ農業経営者組織ネットワーク

1. 原油価格及び肥料等原材料費の高騰に対する農業者への支援
2. 水田活用の直接支払交付金の拡充やそれに変わる新たな支援策
3. 耕作放棄地対策として、農地中間管理機構関連農地整備事業のPRや除草作業についての支援、農地の適正利用へ指導等
4. 食料供給困難事態対策法についての農家が受け入れられる形での内容周知
5. 農業経営を継続するための支援
  - (1) 野菜生産の残渣を処理や仮置きできるスペースの設置への支援と、冷蔵施設の増築への補助の拡大
  - (2) 高温耐性を有した品種への転換、栽培管理の周知等
  - (3) 集落における実行組合の活動継続のためのエリアや目的を広域化した組織化





## 効果的・効率的な業務推進へ、農業委員会職員全国研究会開かれる

令和6年度農業委員会職員全国研究会（主催：全国農業会議所、全国農業委員会職員協議会）が10月25日に開かれた。講演と3つの事例報告の概要は以下のとおり。

### <講演>

栃木県壬生町農業委員会の中立委員で司法書士の高橋宏治氏から「農地の所有者不明化を防ぐための諸制度」について講演があり、「相続財産管理人は、全ての財産が管理対象であったが、昨年制定された所有者不明土地建物管理人は田だけを指定できる。数十万円はかかるが、地方裁判所に申請し、使いやすい制度になったという声が司法書士内で上がっている」などとの説明があった。

### <事例報告>

#### ①宮城県仙台市農業委員会

「ブロック単位での農業委員会活動」とし

て、「地域内の農地や担い手情報等の共有、最適化推進方策の地域単位での検討のために地域振興委員会を立ち上げた。今年度は、水稲、露地野菜での分類、JAや土地改良の管轄エリアを考慮してブロックを再編する」と報告があった。

#### ②京都府舞鶴市農業委員会

「利用状況調査に係るドローンの活用研究」として、「ドローン活用研究から衛星システム導入の検討へ移った。民間システム会社、NJKへ委託している」と報告があった。

#### ③鳥取県南部町農業委員会

「粗放的利用の試み」として、「企業と連携し販売までを含めた農地管理を検討しており、粗放的管理の栽培でローゼルを試験中」と報告があった。

#### ===== 全国農業図書 新刊紹介 ===== 「よくわかる農家の青色申告」

A4判 132頁 990円(税込)

収入保険制度をはじめ農業施策の対象として位置づけられ重要性が高まる青色申告。制度の仕組みと申告手続き、簿記記帳の実務、確定申告書の作成から納税までを網羅し、記入例を交えて解説した農家向け手引書の決定版。令和6年度版では、定額減税のあらましやインボイス制度の説明と概況も掲載。

#### ===== 全国農業図書 新刊紹介 ===== 「令和6年度版 農家のためのなんでもわかる 農業の税制」

A5判 200頁 1,320円(税込)

第1部で農業収入や農地等に係る所得税ほか農業者に関係の深い19の税金について、文字通り「なんでもわかる」よう、あらましと各種の特例措置など最新の税制を網羅。第2部では農地税制などについてQ&A方式で、実践的な質問に丁寧に答えている。

## 農業委員・推進委員による全国農業新聞の購読・活用を！

全国農業新聞は、農業委員会法第6条第3項業務の情報提供活動の一環として推進しています。

全国農業新聞をご購読・ご活用いただくとともに、地域の農業者、関係者へのご紹介をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

**週刊** 月4回金曜日発行 [月700円、年8,400円(消費税込)]

※ 全国農業新聞は、農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行している農業専門紙



## ＝ 常設審議委員会だより ＝

9月

9月27日に開催した常設審議委員会での協議結果は次のとおり。

- 市町農業委員会からの農地法第4条、第5条関係意見聴取事案について、第5条関係12件（95,185.00㎡）を審議の結果、許可相当と意見回答することを決定した。
- 次期香川県農業・農村基本計画の策定に係る意見照会への意見(案)について協議し、決定した。

10月

10月28日に開催した常設審議委員会での協議結果等は次のとおり。

- 市町農業委員会からの農地法第4条、第5条関係意見聴取事案について、第5条関係15件（103,699.55㎡）を審議の結果、許可相当と意見回答することを決定した。
- 12月19日に開催する(一社)県農業会議「創立70周年記念式典」での宣言決議(案)について協議した。

## 農業会議日誌

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 9月17日   | 県農業会議 法人・団体会員会議（高松市）       |
| 9月28日   | 9月(第6回)常設審議委員会（高松市）        |
| 10月16日  | 雇用就農資金指導者要請研修会（高松市）        |
| 10月18日  | かがわW e b 就農相談会             |
| 10月28日  | 10月(第7回)常設審議委員会（高松市）       |
| 10月29日  | 女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会（高松市） |
| 11月7～8日 | 中国・四国ブロック農業委員会女性委員研修会（鳥取県） |

## 今後の主な日程

|        |                                           |
|--------|-------------------------------------------|
| 11月27日 | 11月(第8回)常設審議委員会                           |
| 11月28日 | 令和6年度全国農業委員会会長代表者大会                       |
| 12月19日 | 県農業会議 創立70周年記念式典<br>市町農業委員・農地利用最適化推進委員研修会 |
| 12月23日 | 12月(第9回)常設審議委員会                           |

### ＜お知らせ＞

＝(一社)県農業会議創立70周年記念式典＝

日時：令和6年12月19日(木) 午後1時～

場所：丸亀市綾歌総合文化会館アイレックス

内容：表彰(県知事感謝状ほか)、宣言決議等

※式典終了後、研修会「基調講演と情勢報告」

**基調講演**

「地域計画への期待 実践を通じて思うこと」

～園地整備で若者が戻る豊かな郷土づくり～

長野市農業委員会 会長 青木 保 氏

発行所：(一社)香川県農業会議

高松市仏生山町甲263番地1

電 話：(087)813-7751

F A X：(087)813-7752

発行人：近 藤 弥